

ごみ

分別・収集指定日を守りましょう

ごみ収集は「ごみ収集計画表」にしたがって燃ごみ、ビン・ビン・小型粗大・大型粗大を収集していただきます。近収集指定日や分別について守られていないごみ袋が見受けられます。「分別・ごみ出し方」や「収集計画表」で確認してから、ごみステーションに出してください。ステーションはごみを収集するところですが、引き続き、なお一層のごみ減量化・資源化にご協力、いただきますようお願いいたします。

ごみ収集の障害になります。収集計画表でよく確かめてから出していただく。収集袋についてお願いします。区長等に配布していただきた収集袋が、残り少なくなつてきたご家庭もあると思われまが、追加配布はいたしません。今ある袋を大切に使用していただくようお願いいたします。なお、指定の袋がなくなった場合は、指定袋の程度度の大ささの袋で出して下さい。紙袋や破れやすい袋ではいさないでください。※指定袋以外で出されるときも、分別・分類方法も今までと

業廃棄物処理業者に処理を依頼する。

○豊能郡美化センターへ事業主が直接搬入して処分する。
(事前に連絡を入れてください。ただし投入料金が必要です。)
ごみの分別は、一般家庭と同じです。必ず分別をお願いいたします。

⑤ スプレー缶などは穴をあけてから出してください。
⑥ 資源化できるごみ(新聞、雑誌等)は、再生资源業者へ出して下さい。
⑦ 再利用できるビン(ビール、酒)は販売店に返却して下さい。
⑧ 大型家具や家電製品などを買い替えられるときは、下取りに出してください。
⑨ ごみのステーションは、いつも清潔に。付近での駐停車はやめてください。
詳しいことは、住民生活課生活環境係へ。

守って下さい

ごみの正しい出し方

- ① ごみはきちんと分別してから出してください。
- ② ごみは決められた日、決められたステーションに出してください。
- ③ 台所の生ごみは、水分をよく切ってから出してください。
- ④ 危険なごみ(針、カミソリ等鋭利なもの)は、ふたのできる缶に入れてください。

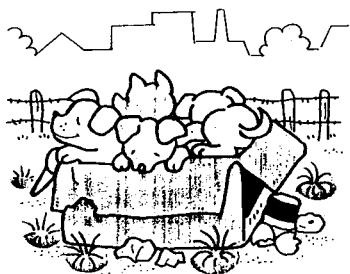
野良犬の掃討

11月10、11日に実施

野良犬については、毎年地域

を定め、掃討を行ってきましたが、今年もまた、野犬苦情が絶えないため各区長さんをお願いして、出没状況等について調査の結果、大阪府池田保健所と協力し十一月十日(火)午前四時から十一日(水)午後九時まで、薬物による野良犬掃討を実施することとなりました。

薬物を置くところには表示をしており、期間中は絶対に犬の散歩をさせないでください。



野良犬の死体は当方が責任をもって回収しますが、以後死体が出てきた場合は住民生活課生活環境係へ連絡をお願いいたします。

ビン・カン・小型粗大ごみは収集日をよく確かめてください。ビン・カンの収集日を間違えてステーションに出される場合は、三ヶ月間そのまま残ることになり、掃除当番の方や、ほかのごみ

IKEEDA HOKENSHO
0727-51-2990
TEL
0727-51-3234
FAX

事業所ごみの処分
事業所(商店、会社、工場、不特定多数の人が出入りする所等)のごみは、ステーションに出すことはできません。事業所ごみの処分は、次のようにしていただきます。

○事業主の責任で適正に自社処分
○(指定を受けた許可業者)に処分を依頼する。
○産業廃棄物については、産

